R3. 12. 21 II – 4

審議項目	個人情報の取扱いの制限③	子計算機の結合の制限	艮)		
関係規定	現行条例	新法			
	第10条, 第11条		(第 66 条, 第 70 条)		
4	規定がなくなる 規定が		変わる	新規	
移行パターン	・電子計算機処理の制限 ・電子計算機の結合の制限	_		_	
新条例への 規定の可否	・ 電子計算機処理等の制限そのものは規定できないと考えられる。				

※ 関係規定は、別紙参照

-= n	1	電子計算機処 理等の制限	① 電子計算機処理や電子計算機の結合を制限する規定がなくなること に対する評価
項 目 論 点	2	安全性の確保	① 今後の電子計算機処理や電子計算機の結合の安全性を確保するため の措置や仕組み
	3	審議会の役割	① 現行の意見聴取手続に代わる審議会の関与が考えられるか。

く1,2について>

考え方(案)

- ① 個人情報の保護対策は、電算処理等の有無にかかわらず重要であり、保有状況や取扱状況に応じた安全管理措置が求められる。
- ② 社会全体のデジタル化の進展に伴い、大規模な個人情報の流出事故などの危険性も増すため、セキュリティの一層の徹底が必要ではないか。
- ③ 情報システムの適正管理やセキュリティの確保のための措置も含めた安全管理措置が必要であることなどを、本市内部の規律として新条例に規定してはどうか。

く全体について>

- 電子計算機処理等に関する審議会の関与がなくなったとしても、目的外利用及び提供 については審議会の関与する機会があった方がよい。
- 個人情報の電子計算機処理や電子計算機の結合に伴う漏えいのリスク等に関しては、 内部でのチェック機能を充実させればよい。

主な意見

○ 審議会による事前手続は不要となるが、内部手続としては、情報システムの担当部署 と個人情報保護制度の担当部署が相互に協力しながらチェックできる体制づくりが重要 である。

(考え方(案)の是非に関する意見の状況)

考え方(案)に対する異論はなかった。